

クーリング・オフができる取引

クーリング・オフ制度は「契約は守らなければならない」とする原則の例外であり、消費者がクーリング・オフのできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限りです。

取引内容（根拠法令）	適用対象	期間
訪問販売 （特定商取引法）	事業者の店舗や営業所（以下「店舗」という）以外の場所（自宅や喫茶店。街頭で誘われて案内された場所や販売の目的を告げずに呼び出された場合は店舗も該当）での原則すべての商品・サービス*1および指定権利*2（チケット等）の契約	8日間
電話勧誘販売 （特定商取引法）	事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけたさせられた場合も含む）原則すべての商品・サービス*1および指定権利*2（チケット等）の契約	8日間
連鎖販売取引 （特定商取引法）	ほかの人に商品を転売すれば利益が得られると言って商品を買わせたり、その他加盟金等の金銭的負担をさせる契約（マルチ商法）。店舗での契約を含む。すべての商品・サービス・権利が対象	20日間
特定継続的役務提供 （特定商取引法）	5万円を超えるエステティックサービス・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを一定期間*3継続する契約。店舗での契約を含む	8日間
業務提供誘引販売取引 （特定商取引法）	内職商法（仕事の紹介や、仕事を提供するために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる）による契約。店舗での契約を含む。すべての商品・サービス・権利が対象	20日間
訪問購入取引 （特定商取引法）	店舗以外の場所で、貴金属を含み原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約。クーリング・オフ期間中は（売主である消費者から）契約申し込みの解除ができることも、事業者への物品の引き渡しを拒むことができる	8日間
個別クレジット （個別信用購入あっせん） （割賦販売法）	訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引の契約に伴う個別クレジット契約*4	20日間
生命・損害保険契約 （保険業法）	訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供の場合 店舗外（銀行の場合は保険契約の目的以外で出向いて突然勧誘された場合も該当）での契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約（ただし、保険料を振り込んだ場合、医師の診査を既に受けた場合、通信販売を除く）	8日間
その他のクーリング・オフ制度のある契約	宅地建物取引（店舗外での宅地建物取引業者が売主となる宅地建物取引）8日間／預託等取引契約（指定商品の3カ月以上の預託取引。店舗での契約を含む）14日間／投資顧問契約（金融商品取引業者との投資顧問契約。店舗での契約を含む）10日間／不動産特定共同事業契約（店舗での契約を含む）8日間／ゴルフ会員権契約（50万円以上のゴルフ会員権の新規販売契約。店舗での契約を含む）8日間／冠婚葬祭互助会契約（冠婚葬祭互助会の入会契約。店舗での契約を含む。業界標準約款で規定）8日間	

通信販売とクーリング・オフ

○自分から店に出向いたり、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込み取引は、クーリング・オフができません。
○通信販売の場合、クーリング・オフ制度はありません。
注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう

○通信販売業者が広告に返品特約の表示をしていない場合、商品等を受け取った日から8日を経過するまでの間は、契約の解除が可能です（返品送料は購入者が負担）

*3 エステティックは1カ月、その他は2カ月を超える期間

*4 個別クレジット契約のクーリング・オフ適用除外商品・サービスは、特定商取引法適用除外の取引と同じ

*1 「特定商取引法・割賦販売法の適用除外の取引」

*2 保護施設やスポーツ施設の利用権、映画や演劇などのチケット、語学の教授を受ける権利等